行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

令和3年度事業について

会長　井上　超由

5月22日（土）に開催された令和3年度滋賀県行政書士会定時総会において、3期目の会長に就任いたしました。これから2年間の任期を役員一同精一杯務めてまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

昨年度まで、研修の充実や業務情報の提供、官民からの業務受託の推進、行政手続の電子化への対応、各分野における行政書士の専門家としての認知強化等に取り組んできました。今までの取り組みを継続して、令和3年度事業を実施してまいります。定時総会でもご説明しましたが、令和3年度は下記の事業を柱に進めてまいります。

行政手続のデジタル化、規制改革への対応

本年9月にはデジタル庁が設置されます。また、令和4年度に、全国で「建設業許可・経営事項審査等の申請手続等の電子化」、「特定非営利活動促進法関係手続のオンライン化」等も予定されており、滋賀県においても県市町共同で、入札参加資格申請をインターネットを通じて電子申請で行える「入札参加資格申請受付システム」が導入される予定です。その他行政書士業務において多くの電子化・オンライン化が予定されています。これらについて、令和3年度中に対応の必要があり必要な対策を講じ、いち早く会員の皆様には各種情報をお伝えしたいと考えております。

また、マイナンバーの普及促進についても、日本行政書士会連合会に協力して取り組んでまいります。

業務推進と新規業務開発

滋賀県行政書士会は行政書士法第15条を根拠に設立された法人です。同条では「行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。」と規定されています。このことから、行政書士会の事業は、職務倫理の確立と業務における充実した研修体制や情報提供体制が第一に求められます。このことから、滋賀会として、まず行政書士の法定業務についての研修体制や業務情報発信のさらなる充実を行っていきます。

また、新規業務開発にも注力してまいります。新型コロナウイルス感染症にかかる支援策としても活用された給付・補助・助成金関係業務や、公衆衛生や社会の安全に関する業務、特定行政書士、復活が期待される観光関係業務、相続関係業務、登録支援機関業務、所有者不明土地、空家対策等の業務開発を進めてまいります。

官民からの業務受託の推進

現在、滋賀会では、滋賀運輸支局窓口相談員、近畿中部防衛局饗庭野演習場住宅防音事業事務手続補助等業務、滋賀県の経営事項審査の審査業務、大津市の入札参加資格申請受付審査業務、滋賀県外国人材受入サポートセンターへの相談員派遣、新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口設置、県内市町からの相続人調査業務等を受託しています。行政改革により今後も行政事務等の外部委託が進むと予想され、行政書士の能力を活用できる新たな業務受託に向け積極的に取り組みます。

社会貢献活動の推進

昨年度、大津市、東近江市の県内2市と災害協定を締結しました。今年度もこの取り組みを進めてまいります。また、引き続き新型コロナウイルス感染症に関して、滋賀会としてできる取り組みをしてまいります。

また、新たな取り組みとして、日行連も推進している法教育にも、滋賀会として取り組むために準備を進めてまいります。

業務倫理の確立

業務（職務）倫理の確立は行政書士会に求められている重要事項です。今年度も、専門家による倫理研修会を開催する予定ですので、会員の皆様には出席をお願いいたします。また、各業務研修においても業務倫理について触れる予定ですので、研修への積極的な参加をよろしくお願いいたします。